

地方交付税制度について【参考資料】

1. 地方交付税の目的

財源の均衡化（財源調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

財源の保障（財源保障機能）

基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

2. 普通交付税

地方交付税総額の94%に相当する。

基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方団体（財源不足団体）に対して、その不足額を補てんするために交付するもの。（算定方法は下記参照）

（1）普通交付税の額の決定方法

$$\text{財源不足額（交付基準額）} = \left(\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} \right)$$

（標準的な財政需要） （標準的な財政収入）

各団体の普通交付税額

※普通交付税額は、交付基準額を交付税総額に基づき調整した後の額となるため、交付基準額とは一致しない。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

（測定単位1当たりの費用） （人口、面積等） （人口密度の差、団体規模の大小等）

$$\text{基準財政収入額} = \left(A + B \right) \times 75\% + C$$

A：標準的税収入（市町村分の税交付金を含む）

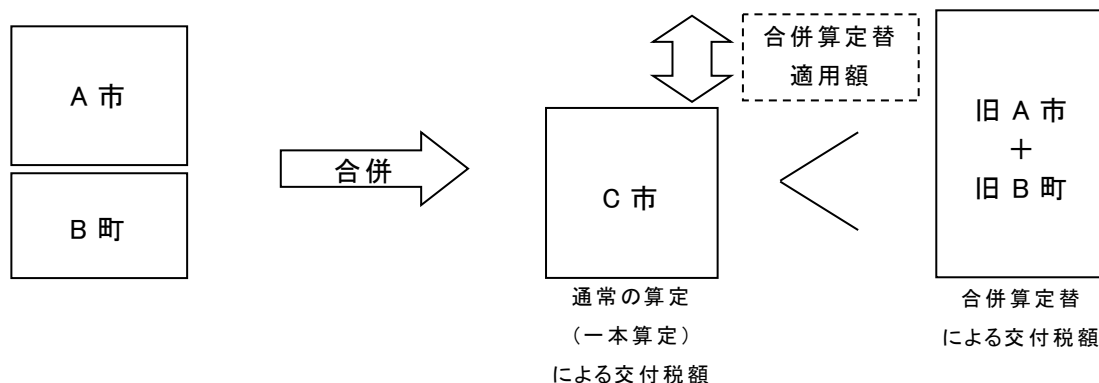
B：地方特例交付金

C：地方譲与税等

（2）合併算定替

合併算定替とは

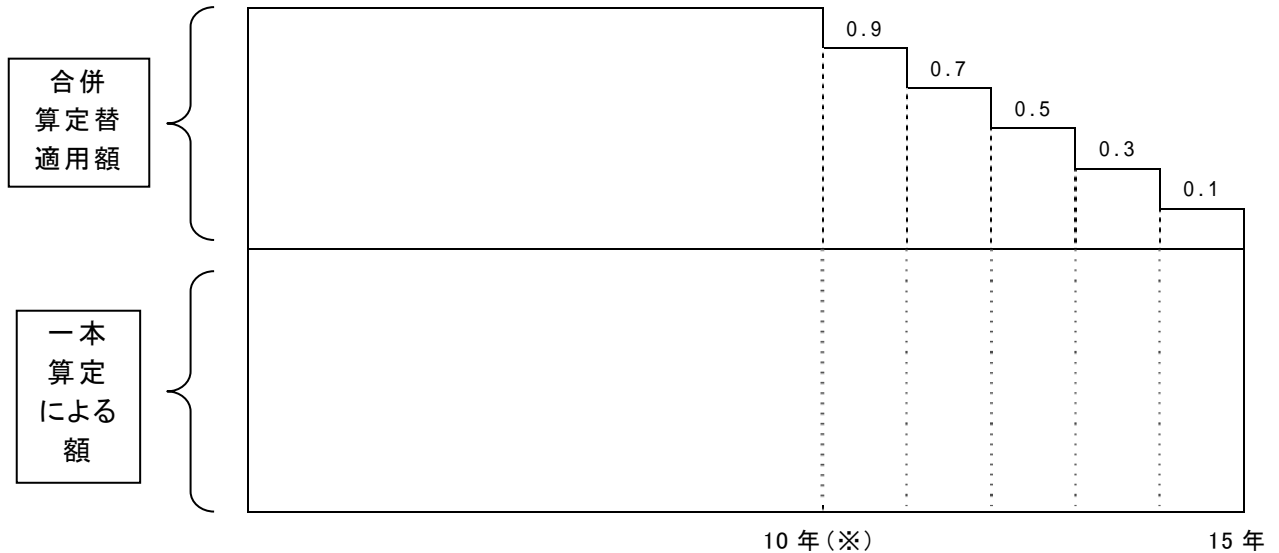
C市の通常算定による額と合併がなかったと仮定して算定した旧A市+旧B町の額を比較して大きい方の額を普通交付税の額とするもの。（下図参照）



合併算定替の適用期間

旧合併特例法による合併

合併年度及びこれに続く 10 か年度について合併がなかったと仮定して毎年度算定した普通交付税を全額保障し、その後 5 か年度で増加額を段階的に縮減させる。



合併新法（平成 17 年 4 月 1 日施行）による合併

旧合併特例法の合併特例期間 10 年（上図（ ）部分）を段階的に 5 年に短縮（平成 17・18 年度合併の場合は 9 か年度、平成 19・20 年度合併は 7 か年度、平成 21・22 年度合併は 5 か年度）し、激変緩和期間は旧合併特例法と同様 5 年とする。

3 . 臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、地方の財源不足に対処するため、地方財政法第 5 条（地方債の制限）の特例として発行される地方債であり、元利償還金相当額についてはその全額が、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入される。

なお、各団体の発行可能額の算出方法は下記のとおり。

$$\boxed{\text{臨時財政対策債発行可能額}} = D \times 0.1664 \times E \times$$

- D：控除前財源不足額（基準財政需要額と基準財政収入額の差額）
- 0.1664：臨時財政対策債の全国総額を臨時財政対策債の全国総額（市町村分）と普通交付税の交付基準額の全国総額（市町村分）の合算額で除した数
- E：「基準財政収入額/基準財政需要額」（平成 27～令和元年度）の平均を用いた補正係数
- ：総額に合わせ付けるための率（調整率）

4 . 特別交付税

地方交付税総額の 6 % に相当する。

普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（災害、干・冷害、市町村合併関連等）がある場合、又は基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入がある場合に総務省令に定めるところにより算定し、交付するもの。